2　第三十条第二項及び第三十条の二第一項の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十八条第二項において準用する令第二十五条第一項」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

3　第三十一条の二の規定は、法第七十四条の四第一項の規定による申出の場合について準用する。この場合において、第三十一条の二中「第五十四条の四第一項」とあるのは「第七十四条の四第一項」と、「次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「当該申出を受けた連合会」と、「企業型年金の企業型年金加入者であった者」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者」と、「企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあっては、当該」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者が」と、「企業型年金加入者の」とあるのは「個人型年金加入者の」と読み替えるものとする。

（指定運用方法に係る特定期間の起算日に関する連合会の委託する事務）

第五十九条の二　法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、第三十七条第一項第二号に掲げる事務とする。

（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十三条　法第八十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により個人別管理資産の移換を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

一　法第八十条第一項第一号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合　乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二　法第八十条第一項第二号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合　個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

（削る）

（削る）

（削る）

2　第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十三条　法第八十条第一項各号又は第二項各号に掲げる者は、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、五日以内（法第八十条第二項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合において、当該者の個人別管理資産の移換を速やかに行うことが困難であることについて正当な理由があるときは、個人型年金規約で定める日まで）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

一　法第八十条第一項第一号に掲げる者が当該資格を取得した場合　乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二　法第八十条第一項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合　個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三　法第八十条第一項第四号に掲げる者が当該資格を取得した場合　法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨

四　法第八十条第二項第一号に掲げる者が当該資格を取得した場合

イ　乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

ロ　個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

五　法第八十条第二項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合

イ　個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所

ロ　個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨